

宮城県知事

村井 嘉浩 様

**県立精神医療センターの富谷市への移転
及び名取市への精神科民間病院誘致に
関する申し入れ**

令和5年9月12日

仙台市長 郡 和子

は じ め に

名取市の県立精神医療センター(以下「センター」という。)を富谷市へ移転させる計画(以下「移転計画」という。)については、公表以来、患者やその家族、支援者をはじめ、精神医療の専門家からも、長年にわたり地域で築き上げてきた地域包括ケアシステムを崩壊させるものだとして、強い反対の声が上がっている。

移転計画については、令和5年2月8日に初めて令和4年度宮城県精神保健福祉審議会に報告され、有識者による議論が現在も続けられているが、これに反対する意見が多数を占めており、加えて、この間の県の対応を問題視する意見も相次いで示されている。

本市には、名取市と隣接する太白区など市南部を中心に、センターを通入院先としている患者が多く居住しており、移転計画は、そのような市民の生活環境を大きく変更しようとするものである。

また、仙台市長は、県内の市町村で唯一、いわゆる措置入院に関する権限を有しており、主要な受入医療機関であるセンターと密接な協力関係を構築してきた。さらに本市は、センターの24時間救急受入体制確保のために毎年県に負担金を拠出するなど、本県の精神医療分野において重要な役割を果たしている。

このような認識のもと、本市はこれまでも、移転計画について、県に対して具体的な課題を指摘し、繰り返し疑問や懸念を投げかけてきたが、未だ十分な説明や対応は行われないうままである。

このような中、今般、県が名取市への精神科民間病院誘致に向けて公募を開始することは、センターの移転を前提に具体的な手続きに着手したものと受け止めざるを得ない。

8月31日に開催された令和5年度第3回宮城県精神保健福祉審議会においては、県が示した公募案に対し、賛成の意向を示した委員は皆無であった。

本市は、精神医療の有識者等による慎重な検討を経ることなく、移転に伴う患者の生活に与える影響が十分に考慮されないまま、本県の精神医療体制の根本に関わる移転計画が拙速に進められようとしていることに、重大な懸念を抱くものである。

については、本市として県に早急に対応を求める事項について、以下のとおり申し入れる。県におかれては、公募をはじめとする諸般の手続きを開始する前に、これらの事項に対し、書面で回答されたい。

そして、将来に禍根を残すことなく、県民・市民の健康や命を守るためにより望ましい医療提供体制が構築されるよう、様々な不安や疑問を抱いている患者や医療関係者等の声を丁寧に聴き取り、それを最大限に尊重しつつ、誠実かつ丁寧に対応されるよう強く求める。

1 県立精神医療センターの富谷市への移転について

県は、センターの富谷市への移転について、かねてより措置入院、精神科救急、身体合併症受入といった政策医療への効果があると説明している。しかし、移転後のセンターの役割や機能が明らかにされておらず、果たしてそのような効果が本当に得られるのか、依然として不明なままである。この点は、宮城県精神保健福祉審議会等で関係者、専門家等からも懸念や課題として示されており、本市としても、繰り返し指摘してきたところである。

- 県は、令和 3 年 12 月 20 日に公表した「仙台医療圏の 4 病院の統合・合築に係る宮城県の考え方」(29 ページ)において、センターの移転先を富谷市と示しているが、移転先を富谷市とした理由について改めて示されたい。また、令和元年に県が開催した「県立精神医療センターのあり方検討会議」においては、富谷市のような遠隔地への移転の可能性を考慮した検討がなされていたのか、示されたい。
- センターの富谷市への移転・合築について、これまで精神医療関係者や本市が示してきた懸念、疑問をどのように認識し、またそれらについてどのように対応しようとしているのか、各病院及び設置者との協議状況も含め示されたい。
- 仮に富谷市へ移転した場合、身体症状を伴う患者への対応力の向上を図り精神科救急を強化することとしているが、精神科救急において搬送される身体症状を伴う患者数をどのように想定しているのか、また、その対応が宮城県全体の身体症状を伴う患者のニーズに対して、どれほど寄与するのか示されたい。
- 障害者基本法第 10 条第 2 項において、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。」とされている。移転計画は、長期にわたり継続的な医療を必要とする特性を持つ精神障害者の受療環境ばかりか生活環境にまで重大な影響を及ぼすものであり、その立案には障害当事者の意見反映が求められる。県は、移転計画を立案するにあたり、同法に基づく意見聴取を実施したのか、また、実施している場合には、どのような意見が移転計画に反映されたのか示されたい。

2 新病院誘致を提案するに至った経緯について

今回の病院誘致について、県は、センターの移転に対する当事者や関係者などからの意見、指摘を受け、「県の精神医療・保健・福祉システムの継続性の確保に向けた施策を提案」したものである。

今回の提案は、センターが富谷市に移転することにより、県南部における精神科疾患患者への医療提供体制に不安が生じることについて、県が認識したことによるものと受け止めるが、県南部の精神科疾患患者の受療環境確保については、県が4病院再編の提案を行って以降、本市が繰り返し懸念を示してきたところである。

- 令和3年9月に4病院再編を提案した際、県は、センター移転後の県南部地域における精神科疾患患者の受療環境の確保について、どのように認識していたのか示されたい。
- 県は、県南部の精神科疾患患者への医療提供体制確保のために、どのような調査、検討を行い、新病院誘致との判断に至ったのか。また、その際、県内の精神科病院やその運営法人に対し、何らかの調査、ヒアリング等を行っているのか、示されたい。
- センターは現在、治療困難や重度な障害などの事例に対する高度な専門治療の提供、入院患者の地域生活移行への支援、重症者の在宅生活支援の体制整備など、重要な機能・役割を担っている。新病院には、外来機能、デイケア機能、訪問看護機能、入院機能（急性期又は急性増悪対応）、地域連携機能を求めているが、新病院はこれらセンターの機能・役割を継承するものと考えているのか、示されたい。

3 4 病院再編案と新病院誘致案との関係について

県の説明によれば、今回誘致する病院の開設のためには、医療法第 30 条の4第 10 項に基づく「病院再編特例」案件として、厚生労働大臣協議を経る必要がある。

この協議において、県は、厚生労働大臣がこの特例を認める事情として、「複数の公的医療機関を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること」を適用させる考えであることが示されている。

したがって、センターの病床の一部と既存精神科病院の一部または全部の病床を移転させ病院を開設するという今回の県の案は、センターと、公募提案事業者が運営する既存精神科病院の再編統合を行うものであると理解する。

- 今回の新病院誘致案は、これまでの 4 病院再編から、新病院の提案事業者が運営する精神科病院を含めた「5 病院」による再編ともいうべき案と考えられるが、これは当初の 4 病院再編の枠組みを変更したものなのか、示されたい。
- 令和元年に県が開催した「県立精神医療センターのあり方検討会議」の報告書においては、センターが果たすべき機能として「民間医療機関との役割分担や連携のもとでの専門医療の提供」など、民間病院との関係が示されているが、今回の案の、センターと既存精神科病院の再編統合といった可能性も考慮した検討がなされていたのか、示されたい。
- 今回、県は、センターの移転による影響を考慮し、新たに病院誘致を検討するに至ったとしている。それと同様に、4 病院再編案全体についても、仙台医療圏に与える影響などについて更なる検証を行い、その結果を速やかに公表したうえで、然るべき対応をとる必要があると思料するが、見解を示されたい。